

## 香港での経営活動にかかる注意点

- 法律の認識及び遵守
- 強固な企業統治の実施
- 贈収賄防止に有効な内部規定の作成及び、対策の実施
- 賄賂の授受の拒否
- 汚職を迅速に廉政公署(ICAC)へ通報

## 香港商業道德發展中心の提供する贈収賄防止サービス

香港商業道德發展中心(HKBEDC)は、贈収賄防止に関するサポートを香港にある日本企業のためにを行っています。

業界の希望に応じ、HKBEDCは香港の廉政公署の公共関係部門の支援の下に1995年5月に設立されました。この部門は非営利組織で長期的に香港の商業倫理を提唱することを目的としています。

経験のあるHKBEDCチームは以下のコンサルティングサービスを提供します。

- ビジネスや職業の倫理及び贈収賄防止に関する研修
- 内部規定の作成及び見直し
- システム統制に関するコンサルティング
- 実用規準の作成

### お問い合わせ

住所: 香港北角渣華道303号8階  
(8/F, 303 Java Road, North Point, Hong Kong)

電話: (852) 2826 3288

Fax: (852) 2519 7762

メール: [hkbedc@crd.icac.org.hk](mailto:hkbedc@crd.icac.org.hk)

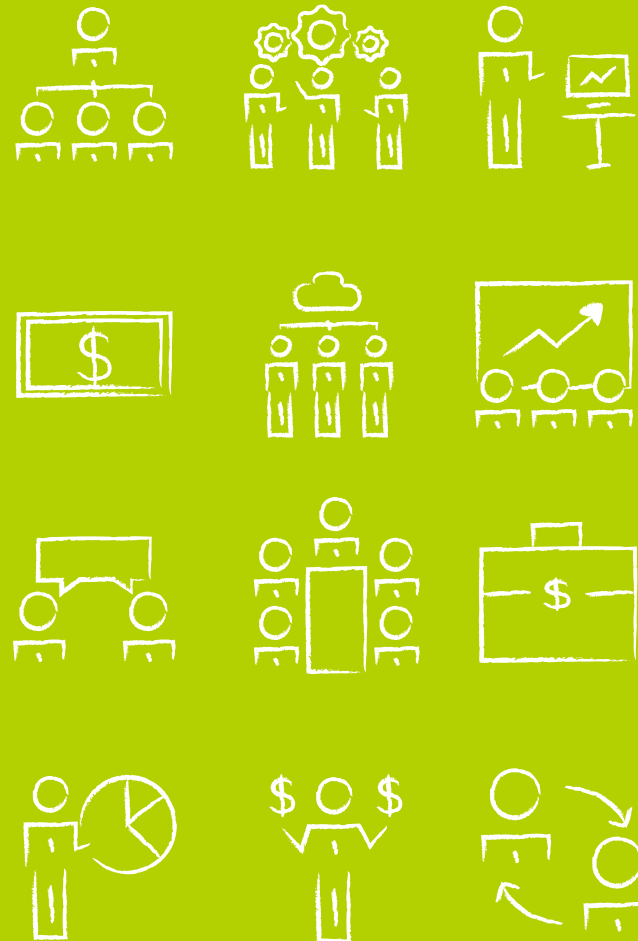
ウェブ: [www.hkbedc.icac.hk](http://www.hkbedc.icac.hk)



HKBEDCの業務は、香港日本人商工会議所を含む、香港の主要の10商工会議所で構成されている香港商業道德發展諮問委員会の下に行っています。

## 贈収賄に得はない

### 香港での経営活動に関する注意事項



## 香港と日本の贈収賄防止法

歴史、文化及び社会経済の発展などが異なるため、香港と日本にはそれぞれの贈収賄防止法があります。法律の規定が異なるとはいえ、公平かつ公正で腐敗のない環境が経済成長の促進に必要な不可欠であるということは、両地域共通の信念であります。迂闊に汚職犯罪に手を染めることを回避するために、ビジネスマンにとって最善の戦略とは、両地域の贈収賄防止法に精通し、公正及び清廉の原則を貫くことです。

### 汚職の通報

苦情の申し立てやお問い合わせ時に、完全な証拠は必要ではありません。全ての情報は機密として取り扱われます。汚職の通報は以下のいずれの方法で当署にご連絡ください。

窓口: ICAC 通報センター (24時間英語での対応可)

香港北角渣華道303号グランドフロア  
(G/F, 303 Java Road, North Point, Hong Kong)  
または

ICAC 地方事務所 (月～金朝9時～夜7時、公休日を除く)

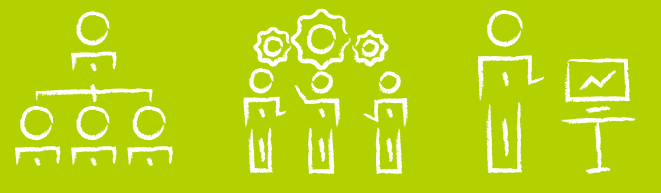
住所一覧表:  
<https://www.icac.org.hk/en/rc/channel/ro/index.html>

電話: (852) 25 266 366 (24時間)

郵便: 香港G.P.O. Box 1000

日本では、公務員の汚職について刑法第25章《汚職の罪》(第193条から第198条)に、民間部門(一般企業)については刑法第198条及び第247条並びに会社法第960条、第961条、第962条、第967条及び第968条に定めています。香港では、賄賂防止法は公共と民間部門の両方に適用されます。民間部門に関して簡単に述べると、日本の贈収賄防止法は会社発起人や役員に対して厳しい姿勢で臨んでおり、《特別背任罪》という形で経営者としての企業経営の責任及び従業員への責任を全面に押し出しています。一方、香港では従業員は雇用主から許可を得ないと取引上の便宜を授受できません。

また、日本では伝統的な恒例行事で仕事上の関係作りや敬意を表すために行われている、取引先や上司へのお中元やお歳暮などの贈り物に関する規定は日本の法律にはありませんが、香港では法律が異なっており、香港賄賂防止法第19セクションにより、いかなる職業、業界、業務または家業の慣行は全て抗弁にならないものとしています。



## 香港賄賂防止法

公共と民間部門における取引を常に公正かつ清廉に行うようにすることは、香港賄賂防止法の本旨であります。香港の公共と民間部門に従事する全ての経営者、公務員及び従業員は国籍にかかわらず、香港法の規定に従わなければなりません。

## 民間部門の汚職

民間部門の汚職については賄賂防止法第9セクションに定めています。簡単に述べると、いかなる代理人(例:従業員)も自己の主体者(例:雇用主)の許可なく、その職権を濫用して主体者(雇用主)の経営活動に関連する便宜\*を授受すれば刑罰の対象となります。また、代理人(従業員)に便宜の提供の申し入れを行う者も刑罰の対象となります。[汚職事件の実例(1)~(3)を参照]

\*便宜とは歓待(エンターテイメント)を除く、贈り物、貸付金、料金、報酬、口銭、雇用或は契約、サービス或は恩典など全て価値のある物を指します。歓待(エンターテイメント)とは、いわゆる飲食による接待のことを言います。しかし、甘くしたと見なされないためにも、代理する立場にある者は顧客、取引先、請負業者やビジネスパートナーが提供する頻繁かつ贅沢な歓待の受入れを回避すべきです。



## 公共部門の汚職

香港でビジネスを行うには、ビザやその他の公文書の申請などの公共サービスを利用することで、政府機関または公共部門と接触することがあります。賄賂防止法第4セクションにより、法的な権限や相当な理由なく、政府機関または公共部門の業務処理を左右する目的で、公務員に対していかなる便宜の提供の申し入れを行う者は刑罰の対象となります。賄賂防止法により、法的な権限や相当な理由なく、いかなる便宜を授受する公務員も刑罰の対象となります[汚職事件の実例(4)を参照]。

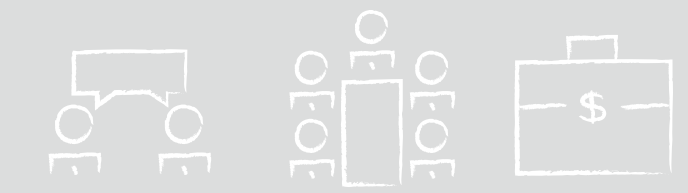
また、賄賂防止法第8セクションにより、法的な権限や相当な理由なく、政府または公共部門との取引を行っている場合に公務員に対していかなる便宜の提供の申し入れを行う者も刑罰の対象となります。

## 虚偽の書類の使用

賄賂防止法第9セクション第3項により、自己の主体者(例:雇用主)を欺く意図で虚偽の書類、受領書、または計算書を使用するいかなる代理する立場にある者(公共と民間部門の従業員を含む)も刑罰の対象となります。

賄賂防止法第4、8、9、9(3)セクションに違反した場合、最高で7年の懲役並びに50万香港ドルの罰金が科せられます。

賄賂防止法の全文は、ICACのウェブサイト([www.icac.org.hk](http://www.icac.org.hk))からダウンロードすることができます。



## 汚職事件の実例

法律の重点の理解を深めるため、以下の4つの例を紹介します。

1 ある銀行の2人の上級経営幹部は、法人顧客の貸付金の申請に有利な推薦を与えること、そしてその返済の期限の延期を条件に、その顧客から5.8百万香港ドルとその他の高価な品を受け取ったとして、裁判所の判決で有罪となりました。同銀行経営幹部は、2年から3年の懲役を科せられたことに加え、賄賂で受け取った金銭を全て没収されました。

2 化学工場の部長は、工場に化学材料を供給する契約の締結を条件に、サプライヤーから不正な割戻し(取引金額の5%)を受け取ったとして、有罪となりました。同部長は6ヶ月の懲役を科せられたことに加え、受け取った割戻しを会社に返すことを命じられました。

3 衣料品商社の取締役は、1千6百万香港ドル規模の衣料品注文の獲得を図る代わりに、外資企業の担当バイヤーに42万5千香港ドルを超える賄賂を提供したとして、有罪となり8ヶ月の懲役を科せられました。

4 あるビジネスマンは申告なしに繊維製品を持ち込むための機密情報を入手するため、香港の税関局の職員に総額7万香港ドルの賄賂を提供したとして、有罪となり14ヶ月の懲役を科せられました。

